

副

地位承継承認通知書

年 月 日

様

福井市長

印

都市計画法第45条の規定により、地位の承継を承認したので通知します。

許可の年月日及び番号

年 月 日・イ - - 第 号

自己居住用、自己業務用、
その他のものの別

許可を受けた者の住所及び氏名

承継承認の申請者の住所及び氏名

権原取得年月日

権原取得の理由

承認の条件

- 備考
1. 印のある欄は記載しないこと。
 2. この通知書は大切に保管してください。
 3. この処分について不服があるときは、都市計画法第50条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福井市開発審査会に対して審査請求をすることができます。また、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、都市計画法第51条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます(この場合においては、審査請求をすることができません。)
 4. この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。)提起しなければなりません。なお、上記2の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
 5. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求、裁定の申請及び処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、この限りではありません。
 6. 公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定の取消しの訴えによらなければなりません。